

## 第85回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 令和4年6月8日(水) 午後13時30分～午後15時40分

(2) 場所 杉妻会館 4階 牡丹

(3) 出席者

#### ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、島田マリ子、新城希子、  
高島亮、富樫健一、藤健太

#### イ 県側

総務部長、総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、  
農林総務課主幹、農林技術課長、  
土木部長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、  
教育庁財務課主幹兼副課長、  
警察本部会計課主幹兼次席  
入札用度課主幹兼副課長、県中地方振興局室長、  
南会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、  
県中建設事務所、三春土木事務所、須賀川土木事務所、  
南会津建設事務所、山口土木事務所

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和3年度分)

イ 総合評価方式の実施状況について(令和3年度分)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和4年1月～4月分)

(2) 審議事項

ア 地域の守り手育成型方式(試行)の結果について(令和2年度、3年度分)

イ 抽出事案について

ウ 建設関係団体等の意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第85回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議時間の短縮に向けて前回に引き続き資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、説明や発言等もマスク着用、着座にて行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、市岡委員、小堀委員及び今野委員につきましては、所用により欠席となっております。

はじめに、安齋総務部長から挨拶を申し上げます。

(総務部長あいさつ)

続いて、曳地土木部長から挨拶を申し上げます。

(土木部長あいさつ)

### 【入札監理課主幹兼副課長】

総務部長、土木部長につきましては、所用によりここで退席させていただきますので、御了承願います。

(席の移動)

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

### 【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が3件、審議事項が3件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和3年度分）」です。事務局の説明をお願いします。

### 【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

**【新城委員】**

資料1 ページ目の1番下に、プロポーザルが2件、緊急が73件とあります。  
その他も41件とあるのですが、どんなものが随意契約になったのでしょうか。

**【入札監理課長】**

調べますので、お時間いただければと思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

では、後で回答をお願いします。  
他に何か質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。報告事項のイ「総合評価方式等の実施状況について（令和3年度分）」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料2」より説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。報告事項のウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和4年1月～4月分）」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

（「資料3」より説明）

**【施設管理課主幹兼副課長兼守衛長】**

（「資料3」より説明）

**【入札用度課主幹兼副課長】**

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か御質問等ございましたらお願いします。

いつもと比べると工事事故が多いような印象を受けるのですが、やはりそうなのですか。

【入札監理課主幹兼副課長】

河川災害等だとしても河川敷での電線等を切ってしまうとか、そういった形の事故が多かったというのもあるのかなと思うのですが、後半だいぶ事故が多くなってございます。

【伊藤（宏）委員長】

他にいかがでしょうか。

ちょっと私事ですが、檜葉町の話が出てきているんですけども、檜葉町では不祥事が3つ続いておりまして、第三者委員会というのを立ち上げて、不祥事をいかになくすかを議論しているところ、その委員会の委員長をすることになりまして、対応しているところでは。

これは県の方とも共通する部分があるのかなと思うのが、入札情報の管理がきちりできていなかったという点がひとつ大きな問題なんです。

もちろん県の方はその辺はきちりやっていると申しますけれども、今後一層、入札情報の管理については、きちりしていただくことをお願いしたい。

他にいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。それでは次に審議事項に移ります。

審議事項ア「地域の守り手育成型方式（試行）の結果について（令和2年度、3年度分）」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

審議事項に入ります前に、先ほど新城委員の方からご質問があった件で、随意契約の「その他」が何かというところについて、回答させていただきます。

まず1つは、不落随意契約ということで、入札で落札者が決まらずに随意契約に移行したというものがございます。

また、その他特殊な技術が必要というところで、契約できる相手方が1者のみだったという単独随意契約というものも中にはございます。

よろしいでしょうか。

（新城委員 了）

それでは資料の説明に移らせていただきます。

(「資料4」により説明)

#### 【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございました。

何か御質問等ございましたらお願いします。

#### 【高島委員】

資料4の1ページ目の下「3. 固定化解消」というところで、その1番下、「5回以上受注した企業が12者で、南会津管内に集中している」ということで、偏りという部分もちろんあるのかもしれませんが、そもそも公共工事メインの地区で業者数が少ないので、こういう風に多い部分が出てくるのも確かにあるのかなと思いました。

一方、総合評価の時に固定化を解消するためにこの指名を始めたという部分を見ると、資料3ページ目「今後の予定」でアンケートが出てきて、これは大変良いと思うので、4-1の方にもうちょっとあったら良かったなと思うことを2点。

1つは、その総合評価の時に固定化していて取れなかった、地域の守り手になって取れた業者が実際どのくらいあるのか。それがわかれば、固定化の解消にどの程度繋がったのかというのが数字でわかるのかなと思います。

もうひとつ。難しいかもしれませんが、県の維持管理とか除雪の登録をされている方々がどの程度この地域の守り手で仕事がとれたのか。

今回市町村まで入ってきて、取れないようなところがどの程度出てきているのか、そういう数字まで出てくると良いのかなと思いました。

次に2ページ目、「4. 競争性の確保」ということで、表5、表6の表現の部分で気になったのが、表6の1行目に「応札した業者の割合が平均よりも高い」という部分で、県中、県南、若松、喜多方が出てきています。

これは通常であれば、表5の下「落札率が平均よりも低い管内」と合致すると思います。そうすると、県中、若松、喜多方はなるほど、という感じなんですけれども、異に思ったのは県南の部分です。

割合が平均よりも高いのであれば、普通落札率は低くなるはずなのに、なぜこの県南だけが「落札率が平均よりも高い管内」にあるのか。

違和感を感じたので、事務局ではどのように捉えているのか教えていただきたい。

#### 【入札監理課長】

ご指摘あった部分については今後検討していく中で、今のご意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

南会津の部分につきましては、資料4-1、表1の認定状況でいいますと、認定業者が25者あります。その中で、表8では指名回数が0の業者が2者というところで、こちらの方はそもそも12者集まらなかった工種に該当する部分になります。

それ以外のところは指名がなされており、表9の受注者の受注回数を見ますと、計20者が受注しております。南会津においては受注回数が5回以上というところも多いような状況でございます。

こちらについては、入札件数自体が他の地域に比べて多かったというのもございますので、こういった結果になっているものと思います。

先ほど競争性の確保というところでもございました部分は、工種と管内それぞれで見えていきますとかなりばらつきがございますので、トータルの全体の数字で見ますとこういう形にはなってございますが、それぞれ細かく見ていく必要があるのかなと考えております。

#### 【伊藤（宏）委員長】

2番目のご質問のところについては、そういうことがあるんだなという感じはしますけれども、少なくとも南会津はご説明にあったとおり、そもそも認定業者が少ないということもあるので、どういう制度、例えば一般競争入札にしようが、指名競争入札にしようが、そんなに効果というものが他の地域に比べて変わりにくい気はしますね。

他にいかがでしょうか。

先ほどの説明では今後の予定ということで、アンケート等をとって次回の委員会においてももう少し議論を進めたいということでしたが、いずれにしても令和2年の8月からもうすぐ丸2年になるわけで、今はまだ「試行」がついているわけです。

その「試行」を取るのか取らないのか、取るとすれば、本格的に実施するとすればどのような改善が必要なのか。場合によっては、このやり方はやってもあまり意味がないということになれば、この指名競争入札自体を見直すということもあり得るかもしれないですけれども、このあたりを次回以降、皆さんに議論していただければと思っています。

いずれにしても、委員会の結論としては、検証の結果も踏まえて今年度中には今後の方向性を決めていく、考えていくということによろしいですか。

#### 【入札監理課長】

そのように考えております。こちらの方で検討材料の準備を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

#### 【伊藤（宏）委員長】

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次に審議事項イ「抽出案件」ですけれども、ここで換気の時間をとらせていただきますので、5分ほど休憩させていただきます。

～ 換 気 ～

**【伊藤（宏）委員長】**

それでは再開いたします。

審議事項イ「抽出案件について」です。

テーマは、「地域の守り手育成型方式」、対象期間は、「令和3年4月～令和3年9月までの契約案件」です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いしたいんですけども、今日は今野委員が欠席でございますので、その分については事務局から、その後島田委員から、という順番で説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

それでは今野委員の抽出理由について、事務局の方から説明させていただきます。

今野委員から抽出いただきました案件は、資料5で見ますと、案件番号1、3、4の3件でございます。

こちらはいずれも資料5-1の一覧表で見ますと、工事の箇所と受注業者の地域関係というところで、同一市町村ではなく、土木事務所管内となっている案件を抽出されております。案件番号1につきましては、南会津建設事務所の案件。案件番号3につきましては、三春土木事務所の案件でございます。また、案件番号4につきましては、須賀川土木事務所の案件となっております。いずれの案件につきましても、指名業者を選考する際の地理的要件の考え方について確認したいという理由でございます。

以上でございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

それでは島田委員お願いいたします。

**【島田委員】**

私の方からは抽出テーマのうちの整理番号17と75でご質問させていただきました。

17番についてなんですけれども、落札額が3者同じ額でありました。

この地域の守り手育成型というのは、どちらかというところとあまり総合評価方式とは違うということがあり、やはり価格帯で選ばれることになるかと思われるのですが、その中で3者同じというところで、この業者様が選ばれた理由を知りたいと思ったところでした。

それから75番ですが、非常に辞退が多かったということで、落札を拒否したい場合は高い金額で出して、取りたい場合は低い金額で出すというのが当たり前なんでしょうけれども、今回はたまたまそういうことじゃなく、辞退が多かったということで、どういう理由、どういうケースだったのかなということで、この2つの質問をお願いしました。

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

それでは、案件番号1 南会津建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【南会津建設事務所】

(「資料5」より説明)

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等あったらお願いします。

12分の8が辞退ですよ。

その理由が何か、心当たりがあれば教えていただきたいというのと、なおかつ落札率が99.8%、ほぼ100パーセントというところについても何か、発言いただけることがあれば、お願いします。

【南会津建設事務所】

まずは辞退した企業が多かったという理由でございますが、今回は施工箇所が檜枝岐村であるということで、施工箇所が比較的遠い箇所に位置するとともに、事業費が比較的少額で手間がかかるという工事内容であったため、利益が少ない、あるいは、赤字になると判断した企業が多かったのではないかと想定しております。

もうひとつが落札率の観点でございます。やはり施工条件が少し厳しいというところがあったため、なかなか価格を下げて応札ができなかったのではないかとということで、こういった落札率になったのではないかと推定しております。

【伊藤(宏)委員長】

ちなみに、この落札した業者と工事の現場はどのくらい離れているのですか。

【南会津建設事務所】

会社から現場までは大体45キロくらい離れております。

【伊藤(宏)委員長】

それは一般道しかない道ですよ。

1時間くらいかかりますか。

【南会津建設事務所】

1時間以上かかります。

【伊藤(宏)委員長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。



### 【新城委員】

委員長が今おっしゃったことに近いのですが、この案件と山口土木事務所の案件、どちらで質問しようかと思っていたんですけれども、大体同じ地区ということで、檜枝岐であるので辞退者が多かったというようなことがありました。

しかし、山口土木事務所の案件も、同じ南会津町でやはり10者が辞退されたということでして、こちらの方がまだ檜枝岐よりも場所的にはやりやすい場所かなと思ひまして、私は工事現場の技術者の方の確保ができなかったのかなという風に思ったところなのですが、そのあたりはどのようにお考えだったのでしょうか。

また、やはり指名が重複している業者が結構いらっしゃるということは、ご苦労があったのだらうと思うのですが、そのあたりについて何か気が付くことがあれば教えていただければと思います。

それからもう1点、これは事務局の方にお聞きした方が良く思うのですが、落札された会社が南会津本社ということなのですが、こちらは若松本社もあるはずの企業で、会津若松建設事務所も南会津建設事務所も、どちらも指名可能ということでよろしいのかお聞きしたいと思ひます。

### 【伊藤（宏）委員長】

案件番号5番にも及ぶような質問ですが、同じ会津で、辞退者も多いということで共通しておりますので、今のご質問に対して、ご回答いただけますでしょうか。

### 【山口土木事務所】

応札者が少なかったというところですが、こちら舗装工事として、国土強靱化加速化対策によって舗装補修工事が通常より多く発注されておりました。

このことから、各企業が近い現場に集中して応札しておりまして、この場合は旧南郷村での工事なのですが、応札した2者が旧南郷村の業者であり、そういう観点もあって応札したものと考へております。

### 【入札監理課主幹】

2つ目の質問でございますが、こちらについては、本店と準本店で整理しており、会津若松が本店、南会津にございますのが準本店という扱いで、それぞれの管内で対応しております。

### 【伊藤（宏）委員長】

先ほど高島委員からご指摘ありましたように、南会津はそもそも業者が少ないということで、この地域の守り手育成型、つまり、指名競争入札をしても、条件付一般競争入札をしても、そんなに効果が大きく変わることがない地域なのかもしれないですね。

逆に県北、県中、いわき等、業者がたくさんいるところについてはこの指名競争入札の意味、効果というものがそれなりにある。地域によってこの方式の効果の違いが感じられるなという風に思ひました。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件番号2 県中建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【県中建設事務所】**

（「資料5」より説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

偶然起きたのか、理由があるのかわからないですけれども、工事自体は単純な工事ということでしょうか。

**【県中建設事務所】**

街中の街路事業ということでございまして、車道の両側に3.5メートルの幅の広い歩道を新設するものでございます。用地の関係もございまして、部分的に飛び飛びの形で用地買収をさせていただいたところから舗装しているという工事になっておりまして、現場は順次仕上がっている状況でございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

単純な工事で見積もり積算がしやすいということなのでしょうけれども、それにしてもこういうことが起き得るといったことですね。

予定価格が事前に公表されていればこういうこともありえるのかもしれないですけれども。

**【県中建設事務所】**

価格が3者並ぶくじというところで、偶然なのかというところでのご質問だと思うのですが、現在くじというものが増えておりまして、積算ソフトというものが非常に高度化しております。

値段のするものと100万円近い値段をするものもございまして、我々が発注する際の公表図書における金抜き設計書等、公告によりまして設計書の中身を見ることができるのですが、そちらをソフトに入れますと、ほぼほぼ同じ条件で積算できまして、価格も設計額としてはほぼぴったり出るということで、工事の他、業務委託等においてはくじによる抽選というものが多く見受けられる状況でございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

一般論としては予定価格を事前公表している自治体がまだ結構残っているんですね。

そういうところにおきましては、最低制限価格前後で多くの業者が同じ金額を入れてしまうということで、くじが多発しているところもあるようですけれども、事後公表でも良いソフトができれば、かなり正確に予定価格、設計価格を見積もることができるため、こういうことが起き得るといえることだと思います。

ある意味、みんなとりたいという意欲の表れなのかなと。あまり高くない、低い落札率ということですから、悪いことではないと思うんですけれども。

他いかがでしょうか。

#### 【島田委員】

基本的なところで聞いたかったですけれども、最低制限価格を下回った場合が失格ですよ。

これは工事の品質を守るためということで以前説明されていたんですけれども、予定価格を上回った場合については失格ではなく、落札できないだけということによろしかったですでしょうか。

#### 【入札監理課主幹】

そのとおりでございまして、付け加えさせていただきますと、令和3年4月から最低制限価格の計算式も公表しております。

工事費が積算できれば、ある程度近い数字と申しますか、今回の場合はほぼ積算された結果と思われます。落札者につきましては、予定価格を下回ったものの中で最も低い応札者を選定しているというところがございます。

#### 【伊藤（宏）委員長】

基本的なことですが、いわゆる最低制限価格と予定価格の間に入れた業者が落札するんですけれども、もうひとつ広い意味での最低制限価格には低入札調査価格というものがあるんですよ。低入札の基準価格というのは、それより下でも落札できる可能性はある。その代わり、低い価格なので本当にちゃんと高品質を保った工事をできるのかということとを事前に調査するという条件が加わる。

これに対して、最低制限価格は、これよりも上だったら基本的には落札できる。

大きな意味では下限が2つあるんですよ。ひとつは下限を下回ったらだめ、もうひとつの低入札は下限を下回っても、調査をすることでクリアできる可能性があるということです。

県では、総合評価方式では低入札調査価格を採用しているのでしたか。

#### 【入札監理課主幹】

総合評価方式では、低入札価格調査制度を採用しております。

指名競争入札などの価格競争入札では最低制限価格制度を取り入れております。

#### 【伊藤（宏）委員長】

何故総合評価方式では下限の価格を下回っても取れる可能性があるのかというと、総合評価方式では、技術力とか工事成績とか、そういったところを評価しています。そのた

め、下限を下回った場合でも、調査してクリアできれば問題がないと、そういう理屈立てになっています。

よろしいでしょうか。

それでは、案件番号3 三春土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【三春土木事務所】**

(「資料5」より説明)

**【伊藤(宏)委員長】**

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

これは今野委員の抽出案件ですよね。もう一度抽出理由をいいですか。

**【入札監理課長】**

抽出理由につきましては、選定された業者が土木事務所管内の業者が選ばれているという状況にあるのですが、その地域要件としてどのような設定をしたのか、というところを確認したいということでございました。

**【伊藤(宏)委員長】**

何か質問ございますでしょうか。

時間の関係もありますので、次に進めます。

それでは、案件番号4 須賀川土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【須賀川土木事務所】**

(「資料5」より説明)

**【伊藤(宏)委員長】**

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

基本的なことをお伺いするんですけれども、指名業者はどこの業者が指名されたのかということとはわからないということで考えてよろしかったですか。

あるいは、何らかの形で、指名された業者同士が「あそこうちだよね」といったことが分かり得るのか、教えてください。

**【入札監理課主幹】**

一切分からないようになっています。

【伊藤（宏）委員長】

その一切分からないようになっていくという理由はどうしてですか。

【入札監理課主幹】

選定をした資料については秘密事項扱いで書類を整理しておりますので、外部に漏れることはございません。

【伊藤（宏）委員長】

私が今聞きたいのは、指名された業者間で、何らかの情報のやりとりによって知りうる可能性はあるのかということです。

県の中ではもちろんそうでしょうけれども、12者が指名されて、相手には当然指名の連絡がいきますよね。そうすると、指名された業者がいて、隣の業者に「お宅指名されましたか」と聞くような、そういう情報のやりとりはあり得るのですかという質問です。

【入札監理課主幹】

そういった情報は把握しておりません。

【伊藤（宏）委員長】

絶対できないというような仕組みではないですよ。

なぜこんなことを聞くかということ、そういうことがあり得るんじゃないかなというような入札結果でしたので。

談合があったというほどのことではないのかもしれないですけども、結局指名競争入札というものの、ある意味欠陥は、発注者側がどんなにきっちり情報を管理していたとしても、特にこの制度の場合は狭い範囲の中で指名競争をしているわけだから、地方に行けば行くほど業者が少なく、業者間の情報のやりとりというものが行いやすい。そういう環境にある場合、今回の地域の守り手育成型で「うち指名されたよ」という業者がいろいろ周りの業者に聞いてみて「これだけ指名されているよね」というやりとりをするようなことがあり得ますよね。

【入札監理課主幹】

今回の説明の部分で申しますと、同額での落札が全て最低制限価格で札が入っているところがございますので、話し合っただけで札を入れたというよりは、最低制限価格算定式は公表されておりますので、その中で競争の結果がこの須賀川土木事務所の案件なのかと思われま

【伊藤（宏）委員長】

おっしゃることはよくわかります。

ただ、指名競争入札の制度的な問題点として、そういうことがあり得る。最低制限価格で何者か出るということは、競争性が高いことの表れともとれるし、場合によっては業者間で何らかの話し合いが行われた結果、「うちとあそことあそこで一緒に出しましょう、

あとはおくじに任せましょうよ」というようなやりとりがあることだってあり得るわけですよ。

一般競争入札であれば、基本的には誰が札を入れるか事前には完全にわからない状況ですよ。指名競争入札では、個々の業者には必ず指名の連絡がいくわけですから、業者間での情報の共有というものは絶対排除はできない。このことが指名競争入札によって何らかの談合なり不正なりということが行われる制度の仕組みにはなっていますよね。

今回そういうことがあったかどうかは別として、最低制限価格ぴったりで何者もというのは、良いことなのか悪いことなのか、判断しかねる部分がありますね。

**【入札監理課主幹】**

ちょっと話題がずれるかと思いますが、国の考えとしましては、低入札での応札を極力排除する、担い手の確保や持続可能な産業にするための施策として適正な競争をするというところがございますので、この場合は最低制限価格でやっているというのは、厳しい競争の中での結果だったのかなというような理解でございます。

繰り返して大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

**【新城委員】**

積算ソフトによってこういう仕組みになるということなのですから、入札の価格の他に、見積内訳書というものを一緒に出されると伺っております。それは、最後にしか使われないというように私は理解しておりますけれども、みんなほとんど同じようなものなのでしょうか。

**【伊藤（宏）委員長】**

内訳もみんな同じということですか。

**【新城委員】**

それをお聞きしたい。

**【入札監理課主幹】**

私自身が現場で対応した経験で申しますと、結構しっかりした金額で内訳書が出てきております。個別に見積書を取っている場合などは、微妙にずれるようなケースもございませぬが、かなり精度の高い金額で見積内訳書が作られておりました。

**【伊藤（宏）委員長】**

単なる合計がたまたま一致したとかではないということですか。

**【入札監理課主幹】**

見積内訳書の中の項目ごとの金額をそれぞれ突合したりする場合もあるのですが、しっかり合っておりまして。

**【新城委員】**

ありがとうございました。

**【伊藤（宏）委員長】**

あとは全部終わってからまたご質問いただければと思いますので、次に進みます。それでは、案件番号5 山口土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

**【山口土木事務所】**

（「資料5」より説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

**【伊藤（洋）委員】**

先ほどと重複するかもしれませんが、やはり辞退は10者あったということで、今回は案件が5件ありますけれども、入札参加者が少なければ落札率は高いということが言えるのかなと思います。当然指名業者が多ければ、低い価格に抑えられるのかなということを感じました。

この案件5番につきましては、辞退理由等の把握はなされているのでしょうか。

あともう一つ、最初の案件番号1番で、最低制限価格という欄がないのですが、これはどういった理由なのかを教えてください。起工年月日が3年3月24日ということで、4月1日以前ということで記入されていないのかということも含めてお尋ねしたいと思います。

**【山口土木事務所】**

それでは最初に案件番号5の辞退理由につきましてご説明させていただきます。

昨年度、国の大型補正予算である国土強靱化加速化対策によって、上半期だけで山口土木管内で8件、舗装補修工事を守り手で行いました。

その結果、舗装補修工事が通常よりは多く発注されたため、各企業の所在する場所から近い、この場合は受注者の会社と現場の距離が2キロくらい、もう1者も旧南郷村の現場なんです。旧南郷村の業者が応札しております。山口管内はとても広いため、所在地から離れた工事は辞退する傾向があったのかなと考えております。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

今の質問の2点目の関係でございますが、様式上、予定価格のみで最低制限価格が表示されていないというのは制度改正の関係で、昨年度の4月1日以降起工決定した工事が

ら、最低制限価格等も公表するような形になりまして、この工事についてはそれ以前に起工決定したということで、公表の対象になっていないということでの表示でございます。

**【伊藤（洋）委員】**

ありがとうございました。

**【伊藤（宏）委員長】**

他、いかがでございましょうか。

今案件5ですけれども、5番以外でも、全般に関わるご質問等あれば意見交換していただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

私の方から観点を変えた質問をしたいんですね。この指名競争入札で実際に業者を指名する現場にいらっしゃった方々が今日来ていらっしゃるので、せっかくの機会ですからお聞きしたいのですけれども、この指名競争入札をどう評価しますかと聞くと、たぶん何も答えてもらえないし、言いにくいと思うのですけれども、手間暇という点では、今のやり方で指名業者を12者選ぶような手間暇と、条件付一般競争入札で、例えば総合評価方式の手間暇、どちらの方がコストがかかりますか。

正確にはわからないと思うので、感触で結構ですから、どなたでも結構ですから、それぞれの事務所さんいかがでしょうか。

**【南会津建設事務所】**

感覚的な話になってしまうのですけれども、総合評価の場合ですと、やはり評価、点数をつけるという作業もございますので、この地域の守り手のような指名競争入札の方が手間暇でいうとかからないのかなという風に感じております。

**【伊藤（宏）委員長】**

他の方はいかがでしょうか。お答えできる範囲で結構です。

**【県中建設事務所】**

南会津と同様の内容でございます。あとは緊急で急ぐような工事の場合、やはり総合評価ですと審査期間ということで短いものでも1ヶ月半から2ヶ月で業者決定、それから準備、工事の現場に入ることがございますので、こちらは期間が短縮されており、緊急で急ぐような場合については利点があるのかなというように感じております。

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

私の印象ですと、指名業者を選定するという自体、結構大変なのかなという風に思っていたのですけれども、そうでもないということなんですかね。そういうことも指名競



争入札を今後どうするかということのひとつの論点にはなり得るのかなという風に思っております。

他よろしいでしょうか。

それでは、この議題を終了させていただきます。

それでは次に、審議事項ウ「建設関係団体等の意見聴取について」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料6」より説明。また、次年度以降は建設関係団体2者と個別企業2者からヒアリング形式で意見聴取することを事務局では考えている旨の説明をした。）

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

昨年度は建設業協会だけに来ていただいて、他の団体は文書で出していただいたのですが、今年度11月は建設業協会以外の3者についてヒアリングを実施して、来年度以降は2者・2者で順繰りでやったらどうかというご提案ですよ。

**【入札監理課主幹】**

事務局としてはそのように考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

そのようなお考えになった理由として、やはり昨年度ヒアリングできなかった団体からは、ヒアリングを実施してほしいというような声があったということですか。

**【入札監理課主幹】**

発言をする場は閉ざさないでほしいという意見は、それぞれ全ての団体からいただいております。

**【伊藤（宏）委員長】**

文書を提出するだけでは物足りない。

**【入札監理課主幹】**

発言をする場は大切だというご意見をいただいております。

**【伊藤（宏）委員長】**

そういうご意見を尊重するとすれば、4つの団体全部にお話を聞くということもあり得ますよね。要するに昔に戻すということなんですけれども、そうではなく、2者・2者ということのを来年度以降想定しているというのは、どういう意図なのですか。

#### 【入札監理課主幹】

一昨年度までは4つの団体と、1つの個別事業者でやっておりました。

限られた時間の中で個別事業者が1者だったところではありますが、委員の皆様の方から、1つの事業者だけでは偏る部分があるのではないかというご意見がございましたので、個別事業者を2者とさせていただきました。複数団体に対する意見聴取につきましては、深掘りをしながら、時間を確保したいというところを踏まえて、2者ずつというところで考えております。

#### 【伊藤（宏）委員長】

こういった経緯で今回提案が出てきたのですけれども、今回の提案について、何かご質問あるいはご意見ございましたらお願いします。

#### 【高島委員】

お話はわかるんですけれども、その3団体からもヒアリングというか、話を聞いてほしいということがあるのであれば、個別よりも団体さんを優先すべきで、私は今委員長がおっしゃったように、団体4つに戻すべきではないかなと思います。

あと個別の業者も複数呼ぶに越したことはないですけれども、やっぱり2者聞いても個別は個別かなという気も正直しています。やはりみなさん個別の会社は、ご自分の会社の利は強くお話されますけど、不利な点はお話になりません。でも団体さんは大きな観点からの話が出るので、私としては団体さん4つの方を優先して、どうしてもでなければ個別は極端に言えばゼロでも良いかなと思います。偏っているなど、毎年正直思っています。

あと、去年このやり方で書類という部分のお話が出たときに、前の課長さんはやり方を今後変えていきたいとお話をおっしゃっていたような気がするんですけれども、間違っていたらすみません。

このヒアリングという形なんですけれども、どうしてもヒアリングにすると、大前提で3つか4つの項目に限定されてしまって、極端に言えば、書類であってもヒアリングであっても、やっていることは同じという風になってしまうというのが、6年やっていて正直な感想です。であれば、団体さんから2、3回続けて事務局と意見交換をやりたいという提案が毎年出ていますので、そういう風景を我々に見せていただいて、我々がそこにご意見を申し上げるという形なんかもできれば検討いただくと良いのかなと思いました。

#### 【伊藤（宏）委員長】

1つは時間的な制約というのがあります。時間が来てしまって消化不良で終わってしまうということもあったので、何らかの形でヒアリングを行う団体を絞らなければいけないということもありました。

個別事業者の話を書くというのも、私としては、ちょっと新鮮なところはあるんですね。団体の話だけではなくて、個別の事業者はこんなことを考えているのかというようなことがわかって、発見もある。

なので、団体は4者にし、個別の業者は、例えばその前後の会議で2者・2者呼んでお話を聞くなんてことも良いかなと。要するに4団体と個別業者の全部をいっぺんにやろうと思うと時間的に厳しいですよ。それをちょっと分けるとか、もうちょっと工夫ができるかなという感じはするんですけども。

まず最初に、4団体にした方が良いんじゃないかというご意見があったわけですが、それについていかがでしょうか。

やはり高島委員がおっしゃったように4団体と、個別事業者の聴き取りはちょっと難しいですよ。そのため、11月は4団体なら4団体だけのヒアリングにするというのも1つの手かなという気はします。個別はまたちょっと志向を変えて、別の時にやるとか。

#### 【島田委員】

団体さんの意見というのは個別の業者さんの意見を吸収しているわけではないんですか。

#### 【伊藤（宏）委員長】

今までずっとやってきていますが、団体と個別業者の発言がずれていることがあり得るんですよ。だから、全ての企業が同じことを考えているわけではないわけですよ。

やっぱり一定の部分を捕まえて団体の意見にしているわけで、そうじゃないよという業者さんも当然いるわけで、そういう業者さんの意見も聞くっていう機会もあって良いかなという気はしています。つまり代表の議員さんの意見を聞くだけじゃなくて、一般市民の声を個別に聞くのも悪くはないですよっていうのと同じですね。

#### 【島田委員】

個別業者からは書面で提出していただくというのはいかがでしょう。

#### 【伊藤（宏）委員長】

それはありかもしれないですね。

書面で個別にいろんな質問事項に答えていただく。

最近感じるのは、このヒアリングが、団体から県に対する要求とか陳情の場になっているんじゃないかという感じはするんですね。

これから委員会で議論していくために必要なことを聞きたい、実態は我々わかっていないところがあるので、そういうところをお聞きしたい、というのがそもそもの趣旨なんで

すよ。けれども、定例化しちゃうと、こういうことをやるのが当たり前だという風になってしまって、形式化しているんですよ。

なので、あまり形式化しても意味がなくて、その形式化の結果として、先ほど言ったように、この委員会のヒアリングの席が県に対する要求とか陳情の場になってしまっている。そうではないやりの方が、我々委員会としては良いかなという気がするんです。内容も含めてすぐに変えるのも難しいと思うんですけれども。

折衷案がでましたので、とりあえず今度は元に戻して4つの団体でいく。そして個別業者はなかなか時間がとりにくいということならば、いくつかの個別業者にアンケートのように文書で聞くというようなやり方で、個別の意見も我々としてはある程度把握する。その上で、やはり文書だけでは生の声が聞けないから物足りないということであれば、個別業者の意見や考えを聞く機会を生で設けるといふようなところでいかがでしょうか。

これはベストがあるわけじゃない。いろいろ変えてみて、より良いものを作っていきましょうということですので。

とりあえず今年度は、昨年度ヒアリングできなかった3つの団体さんにもヒアリングする機会を設けるといふことで、どうですか。言ってみれば、この部分は我々が主導権を持っているわけで、我々の委員会としてどのようなヒアリングをしたいのかといふところを決められるわけですから、入札制度をいじくるといふわけではないです。

繰り返しになりますが、4団体でもう1度ヒアリングをやってみる。その際にヒアリングの在り方みたいなものも団体さんに聞いてみるというのもあり得るのかもしれないですけれども。

個別業者は時間的にちょっと厳しいので、今回は事務局にも考えていただいて、何者か、いわゆる通常のアンケートでもうちょっと深掘りできるような質問をする。文書だったら、2者に限らなくても、5者でも10者でもできないことはないですよ。とりあえずそれでやってみるといふのはいかがでしょうか。

#### 【入札監理課長】

そのような形で対応させていただきます。

今回テーマを提出いただくのですが、この中にも個別事業者への聴取の項目などもございますので、何かございましたら、そちらの方に記入いただけましたら、こちらで対応させていただきます。

#### 【伊藤（宏）委員長】

どのような個別事業者に話を聞きたいのかということも併せて、例えば南会津の業者にやっぱり話聞いてみたいとか、いろいろあると思うんですよ。そのあたりも我々がリクエストすれば、その中で個別業者を選んでいただくということもできますので、そういうことでよろしいでしょうか。

#### 【入札監理課長】

はい。そのように対応させていただきます。

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。

今年度11月に予定しております建設関係団体等への意見聴取についてはそういう風にさせていただきます。

それでは最後、各委員の意見交換でございますけれども、何か意見ございましたらお願いいたします。

**【高島委員】**

前回、2月の書面の時に追加質問までさせていただいて、ご回答いただきありがとうございます。あのときの回答は、事務局さん、つまり総務部さんの意見だけだったのでしょうか。土木さんとか農林さんのご意見も入っている意見だったのでしょうか。

**【入札監理課長】**

県としての回答になります。

**【伊藤（宏）委員長】**

他、いかがでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは次にその他に移ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局の方からはございますでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回の抽出案件のテーマ及び審議対象期間の決定並びに抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

事務局の方から次回の抽出案件のテーマについてございましたけれども、何か委員の皆様からございましたら、言っていただきたいです。

なければ、事務局案でよろしいでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局案を申し上げます。

次回の委員会は9月開催を予定しております。

審議事項として、『地域の守り手育成型方式の検証・評価』を考えておりますので、この検証・評価に関連して、引き続き、「地域の守り手育成型方式について」を抽出テーマとして、対象期間については「令和2年度、3年度」ではいかがでしょうか。

また、抽出委員は、五十音順で「新城委員、高島委員」ではいかがでしょうか。というのが事務局案でございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

今お話がありましたように、今回もありました「地域の守り手育成型方式について」がテーマで、期間が令和2年度、3年度。抽出委員は順番で、新城委員、高島委員ということでございますけれども、ただいまの事務局案でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

議題はこれで全て終了しましたので、本日の議事はこれで終了させていただきます。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

長時間にわたりありがとうございました。

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は9月の開催を予定してございます。お手元に日程調整表をお配りしました。

また、本日ご審議いただきました建設関係団体への意見聴取について、希望項目の照会票も併せてお配りさせていただいております。方法は変わりましたが、ご質問いただきたい内容については変わりございませんので、この照会票の方で進めさせていただければと思います。

御手数ですが、2枚とも6月24日金曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第85回福島県入札制度等監視委員会」を閉会いたします。

本日はありがとうございました。